

社会福祉法人 仙台ビーナス会
役員等報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台ビーナス会の理事、監事、評議員の報酬について、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の通り定めるところによる。

役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

退職慰労金

理事及び監事	1年につき	10,000円
評議員	1年につき	10,000円

尚、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

第4条 前項に対する報酬等の支給の方法は、次の各号によるものとする。

- 1 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第5条 役員等は、別に定める通り、費用を弁償することができる。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を得て改正する。

(附 則)

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

この規程は、平成30年6月22日に一部改定し施行する。